

(案)

釜石市パートナーシップ

・

ファミリーシップ

宣誓制度ガイドブック



釜石市

1 はじめに	1
2 パートナーシップ・ファミリーシップとは	1
3 制度を利用する方	2
4 交付までの流れ	3
5 宣誓に必要なもの	4
6 交付書類	5
7 こんなときは	6
8 受理証明書等の無効	7
9 Q&A	8

1 はじめに

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をお考えの皆様へ

釜石市は、多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくりの実現を目指して取り組みを進めています。

市民の誰もが互いに人権を尊重しあい、自分らしく生きられる社会の形成を目指すため「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、法的な効力(婚姻や相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、誰もが人生においての大切なパートナーや家族と安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、市が思いを尊重し、市として応援するものです。

2 パートナーシップ・ファミリーシップとは

本制度上のパートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任を持って継続的に協力し合うことを約束した二人の関係のことをいいます。性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を利用できず（または利用せず）、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方も対象としています。

※同居していないくとも対象となります。

本制度上のファミリーシップの定義

パートナーシップにある双方又はいずれか一方のお子さまや親ごさま等と家族として協力し合う関係のことをいいます。

3 制度を利用する方

宣誓をされるお二人が以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1)戸籍上の性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において生活面、経済面、精神面等で相互に責任を持って継続的に協力し合うことを約束した二人の関係であること
- (2)宣誓日当日において、民法で定められている成年(18歳以上)に達していること
※日本国外の国籍を有する方は、その国における成年年齢に達していること
- (3)少なくとも一方が市内に居住し住民登録があること
(宣誓日から3か月以内の市内への転入予定を含む)
- (4)配偶者がいないこと
- (5)他の方とパートナーシップの関係ないこと
- (6)民法で定められている近親者※でないこと
(ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く)
※民法で定められている近親者
直系血族……………祖父母、父母、子、孫
三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
直系姻族……………子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等
- (7)ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、以下の要件も併せて満たしていること
 - ・パートナーシップを宣誓する一方または双方の子または親であること(養子・養親を含む)
 - ・宣誓する15歳以上の子または親について、本人の同意があること
 - ・宣誓する15歳未満の子について、パートナーの少なくとも一方と生計が同一(仕送り等により別々に暮らしている場合を含む)であること

4 交付までの流れ

(1)宣誓日の予約

宣誓希望日の原則 10 日前(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)までに、下記 URL・QR コードの予約フォームまたは電話で予約してください。宣誓できるのは、原則、土・日曜日、祝日及び年末年始を除いた日の午前9時00分から午後5時00分までです。

予約フォーム: <https://forms.office.com/r/vRcQBp998W>

電話での予約: 0193-27-8413 (市総合政策課男女共同参画室 宛て)

※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)



※上記予約フォームでの予約の場合、入力内容を送信後、土・日曜日、祝日及び年末年始を除いた3日以内に市総合政策課男女共同参画室(danjo@city.kamaishi.iwate.jp)から返信メールを送付いたします。返信がない場合は、お手数をお掛けしますが再度お問い合わせください。

(2)必要書類の事前提出

宣誓日の 10 日前までに必要書類を下記担当まで郵送またはご持参ください。必要書類は4ページをご覧ください。

【提出先】〒026-8686 岩手県釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号

釜石市総務企画部総合政策課男女共同参画室 宛て

※市は、書類に不備がないか、要件が満たされているかを宣誓日までに確認します。

(3)宣誓日

予約した日時に、宣誓するお二人そろってお越しください。お一人での手続はできませんので予めご了承ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名していただきます。その際、職員が本人確認を行います。代理人による手続はできませんのであらかじめご了承ください。

(4)宣誓書受領証等の交付

宣誓後、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」(様式第4号)、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」(様式第5号)を交付します。

※交付のため、30 分程度お時間をいただきます。

※宣誓日当日において、お二人とも住民登録が市外にある場合は、「転入予定受付票」(様式第6号)を交付します。双方または一方が釜石市への転入手続完了後、「転入完了申出書」(様式第7号)を提出してください。

「転入予定受付票」と引き換えに、「宣誓書受領証」等を交付します。

5 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

① 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届(様式第2号)

※釜石市のホームページからもダウンロードできます。

② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたもの)

※本籍、個人番号の記載は不要です。

※同一世帯の場合は1通で構いません。

③ 戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)または全部事項証明書(戸籍謄本)

(3か月以内に発行されたもの)

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等、配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳を添えて提出してください。

④ 本人確認書類(官公署が発行した顔写真付きの身分証明書)

(個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等)

※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証等を2点以上ご提示ください。

⑤ 【双方が市外在住者の場合】転入予定であることがわかる書類

(転出証明書または物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等)

⑥ 【満15歳以上の子や親のファミリーシップを併せて宣誓する場合】同意書(様式第3号)

※本人の自署により記入してください。また、制度の趣旨についてご理解を得て、ご署名いただきますようお願いします。

※署名が困難な方につきましては、ご相談ください。

⑦ 【15歳未満の子のファミリーシップを併せて宣誓する場合】生計が同一であることを証明する書類

(3か月以内に発行された住民票謄本等)

⑧ 【通称名を使用する場合】通称名が確認できるもの

※社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等から2点以上ご提示ください。

6 交付書類

宣誓書に署名後、以下の書類を交付します。

(1) 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第4号)

(表)

様式第4号（第6条開票）

第 号

釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名 氏名
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

家族の氏名（継柄）

釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

釜石市長 印

(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ

釜石市では、多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくりの実現を目指し、二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って継続的に協力し合うことを約束した関係であることを市に対して宣言し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けております。

この受領証は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合うことやパートナーであることを誓う二人の関係を市として証するものです。提示を受けられた方は、この制度の趣旨を十分、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任を持って継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係をいいます。

2 ファミリーシップとは

パートナーシップを宣誓したお二人と、その子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。

3 プライバシーの保護等について

本制度利用者に関する情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護法等の遵守と併せて、宣誓者本人へご確認いただいた上で、運用いただきますようお願いいたします。

【通称名を使用している場合】

表面の氏名に通称名を記載している場合、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ 戸籍上の氏名 _____

戸籍上の氏名 _____

(2) 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第5号)

(表)

第 号

釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 年 月 日生
パートナー 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

釜石市長 印

(裏)

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)

本人 パートナー

家族の氏名（継柄）

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合うことやパートナーであることを誓う二人の関係を市として証するものです。

提示を受けられた方は、この制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

7 こんなときは

(1)宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを紛失、き損・汚損した場合

宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第8号)を提出してください。

※ 再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに市に返還してください。

※ き損・汚損による再交付の場合は、再交付をする宣誓書受領証または宣誓書受領証カードも提出してください。

(2)届出事項に変更が生じた場合

氏名、住所、連絡先等、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、届け出ていただく必要があります。郵送または持参により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類	受領証等の添付
氏名		戸籍一部事項証明書	不要
住所		住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	要
通称名	釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届 届出事項変更届 (様式第9号)	通称名を使用していることが確認できる書類	要
お子さんまたは親ごさんの新たな加入	※届出者の本人確認書類を添付してください。	対象者の戸籍一部事項証明書 同意書(様式第3号) ※対象者が15歳以上の場合	要
お子さんまたは親ごさんのファミリーシップからの削除		—	要
お子さんまたは親ごさん本人の申し出によるファミリーシップからの削除	釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申出書 (様式第10号)	※申出者の本人確認書類を添付してください。	要

(3)宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの返還が必要な場合

次の場合は「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第11号)に宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを添付して提出してください。

①パートナーシップを解消したとき

②パートナーが亡くなったとき

※パートナーの死亡時において、ファミリーシップの継続を希望される場合は、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届」(様式第9号)による手續となります。

③市外へ転出するとき(自治体間連携の協定自治体を除く)

④その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※パートナーシップの解消の場合、一方から届出があった際は、もう一方の宣誓者に対し、届出を受理したことと、「宣誓書受領証」等の返還について通知します。

(4)市外へ転出入する場合

パートナーシップを宣誓している方が岩手県内のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入している自治体に転入・転出する場合、転入・転出先自治体でパートナーシップを継続するための手續や、提出書類の一部を省略することができます。

転出先で宣誓継続申告することで、手續が簡略されますので、お手續の前にお問い合わせください。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は自治体によって宣誓の対象が異なりますので、ご相談ください。

8 宣誓書受領証等の無効

次のいずれかの場合に該当するときは、交付を受けた宣誓書受領証等を無効とします。

その場合は、必要に応じて、無効とした宣誓書受領証の交付番号を釜石市公式ホームページ等で公表します。

(1)パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき

(2)虚偽その他不正な方法により宣誓書受領証の交付を受けていたことが判明したとき

(3)宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したとき

(4)宣誓の要件に反しているとき

※(1)及び(4)は、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第11号)の提出があった場合を除きます。

9 Q&A

Q1：制度の利用に費用はかかりますか？

A1：制度の利用や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2：制度の利用に際して、通称名は使用できますか？

A2：使用できます。

Q3：プライバシーは守られますか？

A3：各種手続の際は必ず事前予約をしていただきますので、個室をご用意します。また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求める 것을徹底します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q4：釜石市に住んでいなくても届出をすることはできますか？

A4：双方または一方が市内に転入予定であれば届出可能です。

宣誓日当日において、お二人とも住民登録が市外にある場合は、転入予定受付票を交付します。

双方または一方が釜石市への転入手続完了後、転入完了申出書を提出してください。

転入予定受付票と引き換えに、宣誓書受領証等を交付します。

Q5：同居していないくても届出をすることはできますか？

A5：同居していないくても届出可能です。

Q6：郵送での手続はできますか？

A6：事前の書類提出におきましては、窓口への持参または郵送にて提出可能です。

ただし、宣誓日には宣誓されるお二人でお越しいただき、宣誓書に署名していただきます。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q7：宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A7：宣誓後、交付のため、30分程度お時間をいただきますが、宣誓日当日に宣誓書受領証の交付まで行うことができます。

Q8：市外に転出するときはどうすればいいですか？

A8：転出により、お二人とも釜石市民でなくなる場合は、対象者の要件を満たさなくなりますので、宣誓書受領証等返還届を提出するとともに、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを返還してください。

ただし、岩手県内のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度等を導入している他自治体に転出し、転出先自治体で継続の手続をする場合は、釜石市への宣誓書受領証等の返還手続は省略できます。転出先での手続は自治体により異なりますので、転出先自治体にご確認ください。

お二人のうちどちらか一方のみ釜石市民でなくなる場合は、届出事項変更届を提出してください。

Q9：宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードに有効期限はありますか？

A9：有効期限はありません。

Q10：宣誓書受領証や宣誓書受領証カードは再交付してもらえますか？

A10：紛失、き損・汚損等をした場合に再交付します。

Q11：宣誓のための書類はどこで入手できますか？

A11：総合政策課男女共同参画室または釜石市ホームページで入手できます。

Q12：同性パートナーしか宣誓できませんか？

A12：異性間における事実婚等の場合も、要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q13：外国籍の場合も宣誓できますか？

A13：外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、婚姻要件具備証明書等、独身であることが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q14：養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

A14：パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます。

Q15：自署できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？

A15：宣誓書に自署することができない場合は、代筆可能です。

Q16：平日以外の希望する日や時間に宣誓できますか？

A16：宣誓できるのは、原則、土・日曜日、祝日及び年末年始を除いた日の午前9時00分から午後5時00分です。ただし、特段の事情により、上記の日時での宣誓が難しい場合はご相談ください。

Q17：なりすましや偽造等の悪用をされることはありますか？

A17：宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書等）の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とし、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの返還を求めます。なお、必要があると認められる場合は、無効となった宣誓書受領証等の交付番号を市ホームページ等で公表します。

Q18：宣誓することでどのようなサービスが受けられますか？

A18：釜石市の一部の手続やサービスについて、宣誓をされた方が利用可能になるものや手續が円滑に行われるものがあります。

また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば宣誓書受領証等を提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。

Q19：宣誓することで受けられるサービスの内容はどこで確認できますか？

A19：サービスについては、随時追加されていくことが見込まれるため、市公式ホームページに掲載しています。